

今回の刑法改正で「同意」という言葉が条文に入り、「同意のない性行為は処罰の対象である」ということが明確にされたことに感謝しています。

その上で、2点要望をお伝えいたします。

1.

今後、5年後の見直しに向けて、附則第20条2項に「性的な被害を申告することの困難さ、その他性的な被害の実態について」実証的な調査を行うこととされました。

特に、公訴時効については、今回改正では、根拠とされた内閣府の男女間の暴力に関する調査で、誰にも相談できていない6割の人たちを「捨象」してしまいました。

この部分にフォーカスした実証的な調査を早急に着手していただき、被害者や被害者支援をする専門家、そして社会学者や統計学者などの多職種チームで、調査の在り方、デザインを検討する場を設けていただきたいと思います。

2.

改正刑法のもとで、被害者に二次被害を与えずに、確実な有罪立証をできるよう、警察、検察など司法関係者への研修に力を入れていただきたいと思います。

私たち一般社団法人Springも、これまで警察大学校での講演を継続的にさせていただいていますが、これは今後も続けていただきたく存じます。

昨日も英国大使館にお招きいただき、お話を伺ってきましたが、英国のような性犯罪専門捜査官の養成、そして性犯罪捜査の専門チームを一定の管区ごとに配置するなど、充実を図っていただきたいと思います。

引き続き、性犯罪・性暴力の根絶のために、ご尽力いただきますようお願いいたします。